

職員の使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四―九）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十二條の三」に改める。

第三条第一号中「第二十二條第二項」を「二十二條の三第一項」に改める。

第五十五條第二号を次のように改める。

二 会計年度任用の職

第六十七條第一項第二号を次のように改める。

二 会計年度任用の職

第六十七條第二項中「について」の下に「当該任用期間の最初の日の属する年度終了後、」を加える。

第七十一條に次の一項を加える。

5 会計年度任用職員に対する第一項及び前二項の規定の適用については、第一項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、前二項中「一年」とあるのは「職員の任期が満了する日」とする。

第七十二條中「次に掲げる場合において」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げるとき」に改める。

様式第六号を次のように改める。



附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。